

香川県報



第 17 号

平成 16 年

3月2日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課）	一
	生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定（二件）	（ ）
	生活保護法の規定による指定施術機関を廃止した旨の届出	（ ）
	救急病院又は救急診療所の認定	二
公告	公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する数値の決定（住宅課）	（ ）
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請	一〇
	一般競争入札の実施	（ ）
	落札者等の公示	二
	平成十六年度技能検定（前期実施）の実施	（ ）
	平成十六年度技能検定（随時実施）の実施	一五
	土地改良事業の適否決定（三件）	一七
	土地改良事業の認可	一八
	土地改良事業の同意	（ ）
	土地改良事業計画変更の同意	（ ）
	土地改良区の役員の内届出	（ ）
	都市計画決定の案の縦覧	（ ）
	開発行為に関する工事の完了	一九
	開発行為に関する工事（公共施設）の完了	（ ）
	平成十六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	（ ）
	選挙管理委員会告示	（ ）

政治資金規正法の規定による政治団体の届出
 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出
 政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出
 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出
 政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出

告示

香川県告示第百二十号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。
 平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名称	開設者	所在地
平成一六、一、三一	佐藤内科医院	佐藤 融司	坂出市元町二丁目五番五号
平成一六、一、三一	岸川脳神経外科病院	岸川 秀實	丸亀市柞原町一九〇
平成一六、一、三一	おかだ小児クリニック	岡田 隆滋	丸亀市柞原町六八二番地一
平成一五、一、一九	医療法人社団 若奈会酒井内科医院	医療法人社団 若奈会	坂出市横津町三丁目一番三三号
平成一六、一、三一	有限会社アインス調剤薬局 八一モ二一	有限会社アインス	善通寺市中村町九〇二番地七

香川県告示第百二十一号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のため医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成十六年三月二日

指定年月日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成二六、二、一	医療法人社団 佐藤医院	医療法人社団 佐藤医院	坂出市元町一丁目五番五号
平成二六、二、一	医療法人社団 博秀会岸川脳 神経外科病院	医療法人社団 博秀会	丸亀市柞原町一九〇番地
平成二六、二、一	医療法人社団 おかだ小児ク リニック	医療法人社団 おかだ小児ク リニック	丸亀市柞原町六八二番地一
平成二六、二、二	有限会社アイ ンス調剤薬局 ハーモニー	有限会社アイ ンス	善通寺市中村町九〇〇番地二

香川県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のため
の医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成二六、一、一	琴南町国民健 康保険造田歯 科診療所	琴南町	仲多度郡琴南町造田一九七四 番地一

香川県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第五十条の二
の規定により、次の指定施設機関から当該施設機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	開 設 者	所 在 地

平成四、七、二三	久米接骨院	久米 忠	坂出市大富屋町一八三七
平成一、一、二、三一	西久保接骨院	西久保道濟	坂出市加茂町六二二二
平成一、一〇、三一	三宅接骨院	三宅 博	観音寺市柞田町玉田乙二四〇 六
平成五、二、八	岩崎接骨院	岩崎 幸雄	綾歌郡飯山町東坂元一三六 一
平成八、一、三、三一	日詰接骨院	日詰 広一	綾歌郡綾上町山田上甲四二七 二

香川県告示第百二十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急
病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により
告示する。

平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所 在 地
一六一	平成十六年三月 一日から 平成十九年二月 二十八日まで	医療法人社団ジ ーアンドケー五 番丁病院	高松市番町二丁目四番一六号

香川県告示第百二十五号

香川県営住宅条例施行規則（昭和三十九年香川県規則第三十号）第十四条第二項の規定
に基づき、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第
二条第一項第四号に規定する数値を次のとおり定め、平成十六年四月一日から施行する。
平成十二年香川県告示第七十号（公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する
数値の決定）は、平成十六年三月三十一日限り廃止する。

平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

団地名	天神前	昭和	松島		勅使	天神前	上天神	太田
建設 年度	昭和 二五 年度	昭和 二六 年度	昭和 二六 年度	昭和 二七 年度	昭和 二八 年度	昭和 二九 年度	昭和 五五 年度	昭和 五〇 年度
構造別	中層耐火構 造四階建	中層耐火構 造四階建	中層耐火構 造四階建	中層耐火構 造三階建	中層耐火構 造三階建	簡易耐火構 造二階建	簡易耐火構 造一階建	中層耐火構 造五階建
令第二条第一項第四号に規定する数値								
	一階、二階又は三階にあるもの	一階、二階又は三階にあるもの	一階、二階又は三階にあるもの					一階、二階又は三階にあるもの
	四階にあるもの	四階にあるもの	四階にあるもの					四階又は五階にあるもの
	〇・九四	〇・九一	〇・八八	〇・七五	〇・七八	〇・七八	〇・八〇	〇・七四

		一宮		札場		屋島			
昭和 三五 年度	昭和 三六 年度	昭和 三七 年度	昭和 三八 年度	昭和 三九 年度	昭和 四〇 年度	昭和 四一 年度	昭和 四二 年度	昭和 四五 年度	昭和 五一 年度
中層耐火構 造五階建	中層耐火構 造五階建	中層耐火構 造五階建	中層耐火構 造五階建	中層耐火構 造三階建	中層耐火構 造三階建	中層耐火構 造三階建	中層耐火構 造三階建	中層耐火構 造三階建	中層耐火構 造三階建
一階、二階又は三階にあるもの	一階、二階又は三階にあるもの	一階、二階又は三階にあるもの	四階又は五階にあるもの	一階、二階又は三階にあるもの					一階、二階又は三階にあるもの
四階又は五階にあるもの	四階又は五階にあるもの	四階又は五階にあるもの	四階又は五階にあるもの						四階又は五階にあるもの
〇・七七	〇・七七	〇・七四	〇・七八	〇・七八	〇・七八	〇・七八	〇・七八	〇・七八	〇・七七

屋島西										
昭和六一年度	昭和五五年度	昭和五四年度	昭和五三年度	昭和五二年度	昭和五一年度	昭和五一年度	昭和五〇年度	昭和五〇年度	昭和五〇年度	
中層耐火構造四階建	中層耐火構造四階建	中層耐火構造四階建	中層耐火構造四階建	中層耐火構造四階建	中層耐火構造四階建	中層耐火構造四階建	中層耐火構造五階建	中層耐火構造五階建	中層耐火構造三階建	簡易耐火構造二階建
四階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの	四階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの	四階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの	四階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの	四階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの	四階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの	四階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの	四階又は五階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの	四階又は五階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの		
〇・七六	〇・七九	〇・七五	〇・七八	〇・七五	〇・七八	〇・七五	〇・七二	〇・七五	〇・七五	〇・七二

丸亀安		丸亀城		丸亀東		植松		屋島東	
昭和五八年度	昭和三三年度	昭和三四年度	昭和六一年度	昭和五八年度	昭和五八年度	昭和五七年度	昭和五六年度	昭和五六年度	昭和五二年度
高層耐火構造七階建	中層耐火構造三階建	中層耐火構造三階建	中層耐火構造三階建	中層耐火構造四階建	中層耐火構造三階建	中層耐火構造三階建	中層耐火構造四階建	中層耐火構造三階建	中層耐火構造五階建
				四階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの			四階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの		四階又は五階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの
〇・七八	〇・七九	〇・七九	〇・七六	〇・七三	〇・七六	〇・七六	〇・七三	〇・七六	〇・七四

丸龜塩屋		中坂出府		善通寺		常磐	
昭和五九年	昭和五九年	平成五年	平成五年	平成八年	平成八年	昭和四八年	昭和四八年
低層耐火構 造二階建	中層耐火構 造三階建	高層耐火構 造九階建	高層耐火構 造九階建	高層耐火構 造九階建	高層耐火構 造七階建	中層耐火構 造四階建	中層耐火構 造四階建
○・七〇	○・八〇	○・八〇	○・八〇	○・八〇	○・八五	○・七七	○・八〇
一階、二階又は三階にあるもの	一階、二階又は三階にあるもの	四階にあるもの	一階、二階又は三階にあるもの	四階にあるもの	一階、二階又は三階にあるもの	四階にあるもの	一階、二階又は三階にあるもの

昭和五二年		昭和五三年		昭和五四年		昭和五五年		平成七年度		平成一〇年度		平成一一年度		平成一二年度	
中層耐火構 造四階建	簡易耐火構 造二階建	中層耐火構 造四階建	中層耐火構 造四階建	中層耐火構 造四階建	中層耐火構 造四階建	中層耐火構 造四階建	中層耐火構 造四階建	高層耐火構 造七階建	高層耐火構 造八階建	中層耐火構 造三階建	中層耐火構 造三階建	中層耐火構 造五階建	中層耐火構 造五階建	中層耐火構 造五階建	中層耐火構 造五階建
○・七七	○・八〇	○・七七	○・七七	○・八〇	○・八〇	○・七七	○・七七	○・八六	○・八六	○・八六	○・八六	○・七五	○・七五	○・七五	○・七八
一階、二階又は三階にあるもの	四階にあるもの	一階、二階又は三階にあるもの	四階にあるもの	一階、二階又は三階にあるもの	四階にあるもの	一階、二階又は三階にあるもの	四階にあるもの	四階にあるもの	一階、二階又は三階にあるもの	四階にあるもの	一階、二階又は三階にあるもの	四階又は五階にあるもの	四階又は五階にあるもの	一階、二階又は三階にあるもの	四階又は五階にあるもの

香 川										
昭 和 五 四 年 度	昭 和 四 六 年 度	昭 和 四 一 年 度	昭 和 四 〇 年 度	昭 和 四 〇 年 度	昭 和 三 九 年 度	平 成 一 三 年 度	昭 和 五 一 年 度	昭 和 五 〇 年 度	昭 和 四 九 年 度	年 度
中 層 耐 火 構 造 四 階 建	中 層 耐 火 構 造 五 階 建	中 層 耐 火 構 造 五 階 建	中 層 耐 火 構 造 五 階 建	簡 易 耐 火 構 造 二 階 建	中 層 耐 火 構 造 五 階 建	高 層 耐 火 構 造 六 階 建	中 層 耐 火 構 造 五 階 建	中 層 耐 火 構 造 五 階 建	中 層 耐 火 構 造 五 階 建	
四階にあるもの 〇・七八	一階、二階又は三階にあるもの 〇・八一	四階又は五階にあるもの 〇・七九	一階、二階又は三階にあるもの 〇・八二	四階又は五階にあるもの 〇・七九	一階、二階又は三階にあるもの 〇・八二	ガス給湯器のあるもの 〇・八七	その他のもの 〇・八二	四階又は五階にあるもの 〇・七九	一階、二階又は三階にあるもの 〇・八二	四階又は五階にあるもの 〇・七五

昭 和 六 三 年 度	昭 和 六 二 年 度	昭 和 六 二 年 度	昭 和 六 一 年 度	昭 和 六 〇 年 度	昭 和 六 〇 年 度	昭 和 五 九 年 度	昭 和 五 九 年 度	昭 和 五 八 年 度	昭 和 五 七 年 度	昭 和 五 六 年 度
中 層 耐 火 構 造 四 階 建	中 層 耐 火 構 造 四 階 建	中 層 耐 火 構 造 三 階 建	中 層 耐 火 構 造 四 階 建	中 層 耐 火 構 造 四 階 建	中 層 耐 火 構 造 三 階 建	中 層 耐 火 構 造 四 階 建	中 層 耐 火 構 造 三 階 建	中 層 耐 火 構 造 四 階 建	中 層 耐 火 構 造 三 階 建	中 層 耐 火 構 造 三 階 建
一階、二階又は三階にあるもの 〇・八七	四階にあるもの 〇・七九	一階、二階又は三階にあるもの 〇・八二	四階にあるもの 〇・七九	一階、二階又は三階にあるもの 〇・八二	四階にあるもの 〇・七九	一階、二階又は三階にあるもの 〇・八二	四階にあるもの 〇・七九	一階、二階又は三階にあるもの 〇・八二	四階にあるもの 〇・七九	一階、二階又は三階にあるもの 〇・八二

										国分寺	
昭和四十四年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十三年度	昭和四十三年度	昭和四十三年度	昭和四十三年度	昭和四十三年度	昭和四十一年度	昭和四十一年度	昭和四十一年度	年度
簡易耐火構造二階建	簡易耐火構造平屋建	中層耐火構造五階建	簡易耐火構造平屋建	中層耐火構造五階建	簡易耐火構造二階建	簡易耐火構造二階建	簡易耐火構造平屋建	簡易耐火構造二階建	簡易耐火構造平屋建	簡易耐火構造平屋建	
○・七九	○・七九	○・七六 一階、二階又は三階にあるもの 四階又は五階にあるもの	○・七九 一階、二階又は三階にあるもの	○・七九 浴室がないもの	○・七九 浴室がないもの	○・七九 浴室がないもの	○・七五 浴室がないもの	○・七九 浴室がないもの	○・七九 浴室がないもの	○・七九 浴室がないもの	○・七九 四階にあるもの
											○・八二 その他のもの

平成二年度	平成元年度	平成元年度	昭和六十三年度	昭和六十三年度	昭和六十三年度	昭和六十三年度	昭和六十三年度	昭和六十三年度	昭和六十三年度	昭和六十三年度	昭和六十三年度	昭和六十三年度
中層耐火構造三階建	中層耐火構造四階建	中層耐火構造三階建	中層耐火構造四階建	中層耐火構造三階建	中層耐火構造四階建	中層耐火構造三階建	中層耐火構造四階建	中層耐火構造三階建	簡易耐火構造平屋建	簡易耐火構造二階建	中層耐火構造五階建	
○・七九	○・七六 四階にあるもの	○・七九 一階、二階又は三階にあるもの	○・七六 四階にあるもの	○・七九 一階、二階又は三階にあるもの	○・七九 一階、二階又は三階にあるもの	○・七九 一階、二階又は三階にあるもの	○・七九 一階、二階又は三階にあるもの	○・七九 一階、二階又は三階にあるもの	○・七九	○・七九	○・七六 四階又は五階にあるもの	○・七九 一階、二階又は三階にあるもの

飯山										
昭和四五年 年度	昭和四四年 年度	昭和四四年 年度	昭和四三年 年度	昭和四三年 年度	昭和四二年 年度	昭和四二年 年度	平成一四年 年度	平成三年 年度	平成三年 年度	度
造平屋建 簡易耐火構	造五階建 中層耐火構	造二階建 簡易耐火構	造二階建 簡易耐火構	造平屋建 簡易耐火構	造二階建 簡易耐火構	造平屋建 簡易耐火構	造六階建 高層耐火構	造四階建 中層耐火構	造三階建 中層耐火構	
〇・八〇	一階、二階又は三階にあるもの 四階又は五階にあるもの 〇・七七	〇・八〇	〇・八〇	〇・八〇	〇・八〇	〇・八〇	〇・八四	四階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの 〇・七九	〇・七九	

宇多津										
昭和五三年 年度	昭和五三年 年度	昭和五二年 年度	昭和五〇年 年度	昭和四九年 年度	昭和四九年 年度	昭和四八年 年度	昭和四八年 年度	昭和四七年 年度	昭和四六年 年度	昭和四五 年度
造四階建 中層耐火構	造三階建 中層耐火構	造四階建 中層耐火構	造四階建 中層耐火構	造四階建 中層耐火構	造二階建 低層耐火構	造四階建 中層耐火構	造二階建 低層耐火構	造五階建 中層耐火構	造五階建 中層耐火構	造二階建 簡易耐火構
一階、二階又は三階にあるもの 〇・七八	〇・七八	四階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの 〇・七五	四階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの 〇・七八	四階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの 〇・七五	〇・七八	四階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの 〇・七五	〇・七八	四階又は五階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの 〇・七七	四階又は五階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの 〇・八〇	〇・八〇

式

- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで
- 4 履行場所 香川県小豆郡土庄町豊島家浦
- 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。
 - 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
 - 4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
 - 5 日量六五立方メートル以上の能力を有する水処理施設(物理化学的又は生物化学的処理方式等により水进行处理する施設をいう。)(の運転又は管理を、過去五年間(平成十一年三月二日から平成十六年三月一日までの間をいう。)(に六月間以上行った実績を有すること。
 - 6 凝集膜分離処理法による処理設備の運転又は管理を行った実績を有すること。
 - 7 紫外線照射及びオゾン酸化を含む光化学分解方式によるダイオキシン類分解設備の運転又は管理を行った実績を有すること。
- 三 入札者に要求される事項
- 入札に参加を希望する者は、二の5、6及び7に掲げる要件を満たすことを証明する

書類を平成十六年三月十七日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。
なお、入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号七六一 三二一〇 香川県直島町二六二八 一 香川県直島環境センター
電話番号〇八七 八九二 二九八一
- 2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による入札不可とする。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
平成十六年三月二十九日午前十時 直島環境センター二階入札室

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。
- 3 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。
- 4 入札又は開札の取消し又は延期
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- 5 落札者の決定方法
規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の

内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十六年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

10 その他 詳細は、入札説明書による。

香川県公告第百十七号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 心臓血管撮影装置 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十六年一月十六日

五 落札者の氏名及び住所 株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町三番二

七号

六 落札金額 一七八、五〇〇、〇〇〇円

(消費税及び地方消費税八、五〇〇、〇〇〇円を含む。)

七 入札公告日 平成十五年十一月十八日

八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部県立病院・施設経営課 県立病院グループ 電話番号 〇八七 八三一 三三二〇

香川県公告第百十八号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、平成十六年度技能検定（前期実施）の実施について次のとおり公告する。

平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施職種

1 一級及び二級検定職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、木型製作（模型製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業、インフレーション成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（

保温保冷工事業、サッシ施工（ビル用サッシ施工）、化学分析（化学分析作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 三級検定職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事業）、金属熱処理（一般熱処理）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事業、カーペット系床仕上げ工事業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

3 単一等級検定職種

製麺（手延べそうめん類製造作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事業）、塗料調色（調色作業）

二 実施方法

技能検定は、検定職種ごとに、原則として実技試験及び学科試験により実施する。

三 実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成十六年六月十四日（月曜日）から同年九月五日（日曜日）までの間において、別途香川県職業能力開発協会が指定する日

(二) 実施場所

別途香川県職業能力開発協会が指定する場所

(三) 問題の公表

実技試験問題は、平成十六年六月七日（月曜日）から香川県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、その問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日
検定職種ごとに次のとおりである。

検 定 職 種	実 施 期 日
(三級) 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成十六年八月一日 (日曜日)
(一級及び二級) 造園、金属熱処理、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装	平成十六年八月二十二日 (日曜日)
金属熱処理 (単一等級) 製麺	
(一級及び二級) 園芸装飾、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、木型製作、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成十六年八月二十九日 (日曜日)
(一級及び二級) 写真	平成十六年九月一日 (水曜日)
(一級及び二級) 放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 (単一等級) 路面標示施工、塗料調色	平成十六年九月五日 (日曜日)

(二) 実施場所

四 受検申請の手続
香川地域職業訓練センター 高松市郷東町五八七番地一

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

香川県職業能力開発協会

高松市郷東町五八七番地一

電話番号 〇八七 八八二 二八五四

3 受付期間

平成十六年四月五日(月曜日)から同月十六日(金曜日)まで(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、香川県職業能力開発協会において交付する。

なお、申請書の用紙を郵便等により請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(二) 提出書類を郵便等により送付する場合は、書留郵便(これに準ずるものを含む。)とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、この場合は、受付期間内の消印(これに準ずるものを含む。)(のあるもの)に限り受け付ける。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者は、一に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請をすることができる。

五 受検手数料

1 実技試験手数料

(一) 一級、二級、三級(在校生を除く。)(及び単一等級の技能検定に係る手数料の金額

園芸装飾

一五、七〇〇円

石材施工

一五、七〇〇円

(二) 三級(在校生に限る。)(の技能検定に係る手数料の金額

造園	一五、七〇〇円	製籾 <small>めん</small>	一五、七〇〇円
金属熱処理	一五、七〇〇円	とび	一五、七〇〇円
機械加工	一五、七〇〇円	左官	一五、七〇〇円
放電加工	一五、七〇〇円	ブロック建築	一五、七〇〇円
鉄工	一五、七〇〇円	タイル張り	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円	畳製作	一五、七〇〇円
仕上げ	一五、七〇〇円	防水施工	一五、七〇〇円
機械保全	一五、七〇〇円	内装仕上げ施工	一五、七〇〇円
電子機器組立て	一五、七〇〇円	熱絶縁施工	一五、七〇〇円
電気機器組立て	一五、七〇〇円	サッシ施工	一五、七〇〇円
建設機械整備	一五、七〇〇円	化学分析	一五、七〇〇円
婦人子供服製造	一三、〇〇〇円	表装	一五、七〇〇円
木型製作	一五、七〇〇円	塗装	一五、七〇〇円
家具製作	一五、七〇〇円	路面標示施工	一五、七〇〇円
建具製作	一五、七〇〇円	塗料調色	一五、七〇〇円
印刷	一五、七〇〇円	広告美術仕上げ	一五、七〇〇円
プラスチック成形	一五、七〇〇円	写真	一五、七〇〇円
強化プラスチック成形	一五、七〇〇円	フラワー装飾	一五、七〇〇円
園芸装飾	一〇、五〇〇円	機械保全	一〇、五〇〇円
造園	一〇、五〇〇円	電子機器組立て	一〇、五〇〇円
金属熱処理	一〇、五〇〇円	とび	一〇、五〇〇円
機械加工	一〇、五〇〇円	内装仕上げ施工	一〇、五〇〇円

仕上げ

一〇、五〇〇円

広告美術仕上げ

一〇、五〇〇円

2 学科試験手数料(全職種) 三、一〇〇円

3 受検手数料の納付方法

受検手数料は、受検申請時に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、受検手数料は一切返還しない。

六 合格発表等

1 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対し、香川県職業能力開発協会が平成十六年十月中旬に書面で通知する。

2 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示する。

(一) 平成十六年九月一日(水曜日)から同月十四日(火曜日) (平成十六年八月一日(日曜日)に学科試験を実施する職種に限る。)まで

(二) 平成十六年十月五日(火曜日)から同月十八日(月曜日) (一)の日程で合格発表を行わない職種に限る。)まで

3 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、その合格した技能検定の等級に応じ、一級又は単一等級については厚生労働大臣が、二級又は三級については香川県知事が発行する合格証書を交付する。

七 その他

技能検定について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課(電話番号 〇八七 八三三 三三三六七)又は香川県職業能力開発協会に問い合わせること。

香川県公告第百十九号

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、平成十六年度技能検定(随時実施)の実施について次のとおり公告する。

平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施職種

1 三級検定職種

さく井、鋳造、鍛造、機械加工(普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(機械系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。)、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色(糸浸染に係るものに限る。)、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 基礎一級及び基礎二級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

注 三級(随時実施に限る。)(の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができる。

二 実施方法

技能検定は、検定職種ごとに、原則として実技試験及び学科試験により実施する。

三 実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成十六年四月一日(木曜日)から平成十七年三月三十一日(木曜日)までの間
において、別途香川県職業能力開発協会が指定する日

(二) 実施場所

別途香川県職業能力開発協会が指定する場所

(三) 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ香川県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、その問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

平成十六年四月一日(木曜日)から平成十七年三月三十一日(木曜日)までの間
において、別途香川県職業能力開発協会が指定する日

(二) 実施場所

別途香川県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

香川県職業能力開発協会

高松市郷東町五八七番地一

電話番号 〇八七 八八二 二八五四

3 受付期間

随時受け付ける(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、香川県職業能力開発協会において交付する。
なお、申請書の用紙を郵便等により請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。
(二) 提出書類を郵送等により送付する場合は、書留郵便(これに準ずるものを含む。)とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 受検手数料

1 実技試験手数料

さく井	一五、七〇〇円	印刷	一五、七〇〇円
鋳造	一五、七〇〇円	製本	一五、七〇〇円
鍛造	一五、七〇〇円	プラスチック成形	一五、七〇〇円
機械加工	一五、七〇〇円	強化プラスチック成形	
金属プレス加工	一五、七〇〇円	石材施工	一五、七〇〇円
鉄工	一五、七〇〇円	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
建築板金	一五、七〇〇円	水産練り製品製造	一五、七〇〇円
工場板金	一五、七〇〇円	建築大工	一五、七〇〇円
めっき	一五、七〇〇円	かわらぶき	一五、七〇〇円
アルミニウム陽極酸化処理		とび	一五、七〇〇円
仕上げ	一五、七〇〇円	左官	一五、七〇〇円
機械検査	一三、〇〇〇円	ダイヤル張り	一五、七〇〇円
ダイカスト	一五、七〇〇円	配管	一五、七〇〇円
機械保全	一五、七〇〇円	型枠施工	一五、七〇〇円
電子機器組立て	一五、七〇〇円		

電気機器組立て	一五、七〇〇円	鉄筋施工	一五、七〇〇円
プリント配線板製造	一五、七〇〇円	コンクリート圧送施工	
冷凍空気調和機器施工	一五、七〇〇円		一五、七〇〇円
染色	一五、七〇〇円	防水施工	一五、七〇〇円
ニット製品製造	一五、七〇〇円	内装仕上げ施工	一五、七〇〇円
婦人子供服製造	一三、〇〇〇円	熱絶縁施工	一五、七〇〇円
紳士服製造	一五、七〇〇円	サッシ施工	一五、七〇〇円
寝具製作	一五、七〇〇円	ウエルポイント施工	一五、七〇〇円
帆布製品製造	一五、七〇〇円	表装	一五、七〇〇円
布はく縫製	一五、七〇〇円	塗装	一五、七〇〇円
家具製作	一五、七〇〇円	工業包装	一五、七〇〇円
建具製作	一五、七〇〇円		

2 学科試験手数料(全職種) 三、一〇〇円

3 受検手数料の納付方法

受検手数料は、受検申請時に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、受検手数料は一切返還しない。

六 合格発表等

1 合格通知

実技試験又は学科試験の合否結果については、香川県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、その合格した技能検定の等級に応じ、香川県知事が発行する合格証書を交付する。

七 その他

技能検定について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課(電話番号 〇八七 八三二一三三六七)又は香川県職業能力開発協会に問い合わせること。

香川県公告第二百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年二月五日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年三月十六日から同年四月五日まで縦覧に供する。

平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業下代東地区	高松市産業部土地改良課
高松市川島土地改良区	単独市費補助土地改良事業上所地区	"
"	単独市費補助土地改良事業向山地区	"

香川県公告第二百一十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市東植田土地改良区が土地改良事業(農地等高度利用促進事業惣天満地区)を行うことについて平成十六年二月十九日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十六年三月十六日から同年四月五日まで縦覧に供する。

平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改

良事業を行うことについて平成十六年二月十六日適当と決定した。
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年三月九日から同月二十九日まで縦覧に供する。

平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 下東地区	善通寺市農林部土地改良課
"	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 宮の前地区	"
"	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 田高田地区	"
"	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 下吉田北部地区	"
"	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 下吉田砂古地区	"
"	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 西原地区	"

香川県公告第百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、小豆郡内海町土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 灘上地区)を行うことについて平成十六年二月十八日認可した。
平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、三木町が土地改良事業(香川用水非受益地域用水確保事業(太平洋池地区))を行うことについて平成十六年二月十六日同意した。

平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第百二十五号
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、さぬき市が土地改良事業(団体営基盤整備促進事業乙井川北地区)計画を変更することについて平成十六年二月十二日同意した。
平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、坂出市坂出土地改良区から役員就任について次のとおり届出があった。
平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏 名 住 所 就任年月日
理事 井上勝三郎 坂出市旭町三丁目四番九号 平成一六、一、二九
香川県公告第百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により香川中央都市計画都市再生特別地区を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。
平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を定める土地の区域

高松丸亀町商店街A街区、内町街区

縦覧に供する図面表示のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び高松市都市開発部都市計画課

三 縦覧期間

平成十六年三月二日から同月十六日まで

香川県公告第百二十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡宇多津町大字東分字本村西一五五九 一、一五六〇及び一五六八 二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

綾歌郡宇多津町二六二八番地一四六

有限会社 ネット

代表取締役 前川 月代

香川県公告第百二十九号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡宇多津町大字東分字本村西一五五九 一、一五六〇及び一五六八 二

二 工事を完了した公共施設の種別、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長四二・六メートル）

綾歌郡宇多津町大字東分字本村西一五五九 一の一部、一五六〇の一部

道路（有効幅員五・〇〇メートル、延長三三・〇メートル）

綾歌郡宇多津町大字東分字本村西一五六〇の一部

2 排水施設

排水管（直径二五〇ミリメートル、延長六七・五四メートル）

綾歌郡宇多津町大字東分字本村西一五五九 一の一部、一五六〇の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

綾歌郡宇多津町二六二八番地一四六

有限会社 ネット

代表取締役 前川 月代

香川県公告第百三十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成十六年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項の規定により、香川県指定試験機関に指定している財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成十六年三月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験期日及び時間

1 学科の試験

試験区分	試験期日及び時間
二級建築士	平成十六年七月四日（日）午前十時から午後五時十分まで
木造建築士	平成十六年七月二十五日（日）午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験（学科の試験の合格者のみ）

試験区分	試験期日及び時間
二級建築士	平成十六年九月二十六日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
木造建築士	平成十六年十月十日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験地（試験場）

1 学科の試験

高松市（県立高松工芸高等学校 高松市番町一九三）

2 設計製図の試験

高松市(県立高松工芸高等学校 高松市番町一九三)

三 受験申込手続

1 受付期間

平成十六年四月十二日(月)から同月十六日(金)まで

2 受付時間

午前十時から午後四時まで

3 受付地(受付場所)

高松市(社団法人香川県建築士会 高松市天神前六 三四 村瀬ビル二階)

4 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成十四年又は平成十五年の試験の学科の試験(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行う。

5 申込方法

受験申込書は、受付地に設ける受付場所に直接提出すること。ただし、離島等で、直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているもの限り郵便等による送付を認める。送付の場合は、申込受付期間最終日までの消印(これに準ずるものを含む。)のあるもので、所要の郵便切手等をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達(これに準ずるものを含む。)とすること。

四 合格者の発表及び可否の通知

平成十六年十二月九日(木)の予定。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験については、平成十六年九月七日(火)の予定

五 その他

設計製図の試験の課題は、平成十六年六月二十三日(水)から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人香川県建築士会の事務所に掲示する予定であるとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十六年三月二日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 以上の市町村又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部
政党の名称 自由民主党本部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党香川県高松市第十一支部	岡下 勝彦	石井 良	高松市岡本町二九五 四
民主党香川県参議院選挙区第1総支部	植松恵美子	三宅 正瞭	高松市三条町三一五 三

香川県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年三月二日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

政党の支部	政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県自治振興	主たる事務	木田郡三木町下高岡	綾歌郡飯山町東坂元	

支部	所の所在地	四〇三二一	二二二二一
代表者の氏名	石原 收		大西 末廣
会計責任者の氏名	石原 朝子		大西 雅子
代表者の氏名	高木 直諒		植田 郁男
代表者の氏名	高木 直諒		植田 郁男
代表者の氏名	井上 正清		森下 淳一
代表者の氏名	野口 義裕		岩井 昭
代表者の氏名	民主党香川県第3区総支部	民主党香川県第3区支部	
代表者の氏名	高松市三條町三二五	善通寺市金蔵寺町一〇四二	
代表者の氏名	中山 武	小瀧 國夫	

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
植田郁男未来の会	主たる事務所の所在地	高松市田村町四八四	高松市紺屋町四四
代表者の氏名	高木 直諒	植田 郁男	
代表者の氏名	高木 直諒	植田 郁男	
代表者の氏名	木田郡三木町下高岡	綾歌郡飯山町東坂元	
代表者の氏名	四〇三三一	二二二二一	
代表者の氏名	石原 收	大西 末廣	
代表者の氏名	石原 朝子	大西 雅子	

政治に参加する会	主たる事務所の所在地	小豆郡土庄町瀨崎甲	小豆郡土庄町瀨崎二
長期政策総合懇話会香川県支部(竹下登後援会)	主たる事務所の所在地	綾歌郡宇多津町三五五五二二	高松市栗林町二一九二〇
21世紀を考える会	主たる事務所の所在地	仲多度郡多度津町二三三一	善通寺市金蔵寺町一〇四二
広瀬正美後援会	主たる事務所の所在地	さぬき市寒川町石田西一七五四	さぬき市寒川町石田西一五二一五
	会計責任者の氏名	中山 武	小瀧 國夫
	代表者の氏名	谷川 実	大西 末広

香川県選挙管理委員会告示第十六号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。
 平成十六年三月二日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一友

一 政党の支部

政治団体の名称
 自由民主党香川県高松市選挙区第一支部

二 その他の政治団体

政治団体の名称
 井上智後援会
 植田郁男後援会
 植田郁男未来の会
 藤井勇後援会

民主市政をきずく高松市連絡会

山畑喜久夫後援会

吉本保久後援会

香川県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年三月二日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	
			新	内 容
高木 直諒	県議会議員	植田郁男未来の会	高木 直諒	植田郁男
			代表者の氏名	

香川県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年三月二日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあった資金管理団体の名称
高木 直諒	県議会議員	植田郁男未来の会

(備考)

植田郁男未来の会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は、植田郁男である。